

# 仕様書

## シリンダーキャビネット及びその関連設備の保守点検

### 1. 概要

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の各研究室・実験室で貯蔵する高圧ガス容器（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素ガス）を収納するシリンダーキャビネット及びその関連設備について、高圧ガスの使用、保管に関する安全性の維持と向上を目的とし、高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則等に基づき点検を行う。

※シリンダーキャビネット及びその関連設備とは、

- ①シリンダーキャビネット本体
- ②シリンダーキャビネットの構成機器（緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報設備、減圧弁等）
- ③シリンダーキャビネット内の緊急遮断装置と連動する装置付帯及び室内のガス漏えい検知警報設備。
- ④室内排気ダクトまでの配管。
- ⑤減圧弁二次側から装置手前ストップ弁及びストップ弁までの配管。
- ⑥地下 2 階COガス及びH<sub>2</sub>ガス漏えい検知警報設備

### 2. 期間

契約日～令和 7 年 3 月 3 1 日

### 3. 場所

地方独立行政法人京都市産業技術研究所  
（下京区中堂寺粟田町 9 1 京都リサーチパーク 9 号館南棟）

### 4. 点検設備

シリンダーキャビネット及びその関連設備は、別添「シリンダーキャビネット・緊急遮断装置・点検設備ガス漏えい検知警報設備点検設備一覧表」に記載。

### 5. 点検等内容

- （1）シリンダーキャビネット及びその関連設備に腐食、損傷、変形及びその他の異常のないことを確認する。（取付け位置、方向等を含む。）
- （2）シリンダーキャビネット内と室内との差圧の点検を行う。
- （3）シリンダーキャビネットの構成機器（緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報設備、減圧弁等）が有する機能（連動機能も含む）についての作動点検を行う。

- (4) 各種ガス漏えい検知センサーは、センサー仕様の有効期間を過ぎている場合は交換を行う。
- (5) 緊急遮断装置、ガス漏えい検知警報設備は、各点検ガス種の校正ガスによる擬似発報での正常な機器作動確認を行い、標準警報設定値（1・2段目%LEL）・校正ガス（調整値）・応答速度（秒）などの点検を行う。
- (6) シリンダーキャビネットの構成機器と各装置との信号取合い、連動動作は、各装置メーカーを通じ事前に仕様確認を行い、必要に応じ装置メーカーによる作動確認を行う。
- (7) シリンダーキャビネット内の高圧ガスの通る部分の耐圧性能点検を行う。（使用ボンベ圧の1.5倍を加圧し、ゲージの表示圧力安定を確認後、20分間放置。）
- (8) 減圧弁二次側から装置手前ストップ弁及びビストップ弁までの配管の気密性能点検を行う。（使用圧力の1.1倍を加圧し、ゲージの表示圧力の安定確認後、12時間放置。）
- (9) 気密試験で不具合箇所が特定できない場合には、配管継手部のヘリウムリークディテクターによるヘリウム真空吹き付け法によるリーク点検を行う。
- (10) 各点検の点検成績書を提出する。

## 6 契約条件

- (1) 工事に際して当所内の床、壁等の破損を防ぐこと。
- (2) 必要に応じて養生等を行うこと。
- (3) 当所の建物、設備などに損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状に復すること。
- (4) 工事の完了確認は発注者の職員立会いの下で行うこと。
- (5) 施工内容が仕様書に違反していることが判明した場合には、契約完了後でもこれを解除する。
- (6) 工事で発生する廃材などの処理も全て含むものとする。
- (7) 発注者への補償が発生した場合は別途協議して決定するものとする。

## 7 検査及び検収

- (1) すべての工事が完了した時は、発注者が受注者の立ち会いのもとで検査する。
- (2) 検査の結果不具合が生じた場合は、受注者は改善し再検査する。
- (3) 発注者は、検査の合格をもって業務の履行を確認し、受注者からの完了報告により検収を行う。
- (4) 受注者は、以下の書類を作成し発注者に完了を報告すること。
  - ア 業務完了報告書
  - イ 業務実施報告書（点検報告書、実施状況写真等）  
受注者は、作業状況を写真撮影し、業務実施報告書に添付すること。
  - ウ その他発注者が提出を求めた書類。

## 8 その他、遵守事項

- ア 作業に直接関係のない場所には立ち入らないこと。
- イ 指定場所以外での喫煙は禁止し、防災に努めること。
- ウ 火気、危険物等を持ち込む場合は、事前に発注者の承認を得ること。

エ 作業で使用するバッテリー等は事前に充電した上で持参すること。

また、作業中に充電が必要となった場合は、発注者の担当者に充電場所について確認を取り、破裂や発火などが発生しないよう監視を行うこと。

オ 設置した機器について、定期的なメンテナンス等が必要な場合は、その方法を説明すること。また、定期的に交換が必要な部品がある場合は、交換時期や交換方法を説明すること。